

8. 生 活 ・ 産 業

1 国際金融・経済都市の実現【最重点】

(提案要求先 内閣府・金融庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・
経済産業省)

(都所管局 政策企画局・総務局・財務局・産業労働局・教育庁)

東京が世界をリードする国際金融都市として輝くための都の抜本的な取組を支援し、東京に必要な資源を集中的に投入すること。

<現状・課題>

都では、平成29年11月に策定した「国際金融都市・東京」構想を令和3年11月に「国際金融都市・東京」構想2.0へと改訂し、構想に掲げる施策の具体化をスピード感を持って推進している。

東京が世界をリードする国際金融・経済都市として輝くためには、都のみならず国、官民連携金融プロモーション組織である「FinCity.Tokyo」、民間の関係事業者が一体となってこうした施策に取り組むことが不可欠であり、国の対応が期待される税制見直しや規制緩和などについて、以下の項目を要望する。

<具体的要求内容>

- (1) 国内外金融系企業、とりわけ資産運用業及びフィンテック企業の新規参入促進のため、法人税や所得税などの負担軽減を一層推進すること。また、ブロックチェーンを始めとするフィンテック産業のイノベーション、関連企業や人材の集積を促進するため、暗号資産等に係る税制、規制の取扱に関して、適切な措置を講ずること。
- (2) 2,000兆円に及ぶ国内個人金融資産が、高い環境技術や潜在力を有する国内企業の成長資金として活用されるよう、つみたてNISAの対象として指定されたインデックスにESG指数を追加するなど、個人投資家のESG投資を後押しする税制に関する措置を講ずること。
- (3) 金融所得に対する課税のあり方について検討を行う際には、「貯蓄から投資へ」の動きを加速させるという視点等に十分に配慮すること。
- (4) 金融関連法令の英語翻訳・公表の推進や、拠点開設サポートオフィスにおける英語での登録手続等の対象となる業の拡大等、金融行政の一層の英語化を図ること。
- (5) 国内企業の魅力を広く海外に発信するとともに、海外から日本の金融市場への投資を呼び込むため、上場企業の英文による情報開示を推進すること。
- (6) 都による誘致関係のインセンティブが付与された企業や、東京版EMP（新興資産運用業者育成プログラム）によって育成される企業など、確実に都内に拠点を置くことが見込まれる海外金融系企業を対象に、金融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」に引き続き取り組むこと。
- (7) 金融系外国人材・企業による口座開設の円滑化に向けた支援を行うこと。
- (8) 金融系外国人材等が安心して活躍できる生活環境を整備するため、
 - ① 高度外国人材の受入促進による金融系外国企業等の進出の加速化、LG

B T等の方々も活躍できるダイバーシティ実現の観点から、同性パートナーの在留に係る特例を創設すること。

- ② 高度金融人材等のニーズにかなった家事使用人利用の促進を図るため、特区による高度人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和を実現すること。
 - ③ 国家戦略特区において、インターナショナルスクール向けに建物を整備し、貸し付けた者に係る税制優遇措置の拡充を図ること。
 - ④ 外国人の都内生活の利便性向上等の観点から、ペイロールカード口座への賃金支払を可能とする労働基準法上の措置を実現すること。
 - ⑤ 家事支援外国人受入事業について、サービス提供地域の拡大の制度拡充を実現すること。
- (9) 世界で学び、活躍する人材を育成し、また、国際都市として多くの留学生を引きつけるために、秋季入学を含めた柔軟で多様な学びのあり方について、幅広い観点から議論を積み重ねるなど、国の責任において検討を進めること。
- (10) クールジャパンの魅力発信等に資する外国人材を誘致するため、特区により、
- ① 外国人理容師の就労を可能とする在留資格緩和を実現すること。
 - ② 外国人料理人の就労を促進する在留資格緩和を実現すること。
- (11) 国際仲裁の活性化に向けて、実効的な人材の確保・育成や効果的な広報・意識啓発等、必要な措置を講じること。
- (12) ビジネス環境が充実したポテンシャルの高い都心の国有地など、産業の活性化に資する拠点等となる場を確保すること。
- (13) サステナブルファイナンス等の視点も持った高度金融専門人材及び当該人材を支えるデータサイエンティストや金融関連の法務・コンプライアンス人材の育成について、取組を強化すること。
- (14) 幅広い都民の資産形成を含めた金融リテラシー向上に向け、一層の取組を推進すること。
- (15) 本年2月に国において策定した「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針（Ver. 3.0）」に基づく取組を着実に実施するとともに、今後の情勢の変化等を踏まえ、金融業界全体のサイバーセキュリティの高度化を図ること。

2 「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等【最重点】

(提案要求先 総務省・デジタル庁)
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 5Gによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、国が掲げる基地局数、基盤展開率及び人口カバー率の目標を早期かつ着実に達成すること。また、都道府県別の整備状況を示すこと。
- (2) 高速モバイルインターネット網を都内にくまなく行き渡らせるため、国の無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）において、対象外となっている地域のうち、支援を必要とする地域にも対象を拡大すること。あわせて、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、実効性のある財政措置を講じること。
- (3) ローカル5Gについて、地方公共団体が容易に展開導入できるよう、必要な技術的、財政的支援を講じること。
- (4) 安全・安心にデータが利活用される社会を、個人情報保護とデータ活用を両立しつつ実現することを目的とした、官民連携データプラットフォームの構築及び関連するスマートサービスの推進を図る都の取組を支援すること。

<現状・課題>

5Gによる高速モバイルインターネット網の整備は、国民のQOLを向上させるために必要不可欠である。

国においても、少子高齢化・過疎化といった課題に対し、デジタル実装を進め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル基盤の整備を促進している。

都ではデジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送ることができる「スマート東京」の実現を目指している。具体的な取組として、都保有アセットへの5G基地局等設置の手續の簡素化を目指し、令和元年11月にアセットデータベースの公開やワンストップ窓口を運営している。

高速モバイルインターネット網は基幹的公共インフラであると同時に、その利用はユニバーサルサービスとされるべきである。しかしながら、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」での5G基地局の2023年度末整備目標は28万局だが、足元では5万局程度に留まっており、都道府県別の整備状況も開示されていない。また、都内には、5Gの整備以前に4Gが未だ整備されていない通信困難地域が存在している。

通信困難地域における基地局等の設置について、国は無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）を実施し、基地局等整備費用に対する補助金交付を行っているが、補助対象地域は「条件不利地域（過疎地など）」に限定されているため、対象外の地域では補助を活用できない。一方、ローカル5Gにおいても設備機器が高価である等、整備環境に課題がある。

5Gネットワークを早期に構築し、最先端技術が生み出す豊かさを誰もが等しく享受できるよう、国のリーダーシップの下、通信事業者による5G基地局の設置を促進するほか、ローカル5Gの取組も推進する必要がある。

さらに、都は、国や関係する民間企業、大学などの学術機関、NPO、都内の区市町村や周辺の地方公共団体等との連携の下、都庁自身の持つデータに加えて、都内区市町村、関係機関、民間企業等から得た公共データや民間データなどをオープンAPIで呼び出し連携する、官民が連携したデータプラットフォーム（東京データプラットフォーム）を構築していく。

地方公共団体がデータプラットフォームを構築し、関連する民間等のスマートサービスの実施を支援するには、個人情報等のデータのガバナンスに配慮し、適切な情報の取扱いとデータの利活用促進を両立させることが重要である。また、分野間・都市間で横断して持続的に活用できるプラットフォームとするために、国のデータ収集に係る基盤整備の動向等を注視しながら、構築を進めていく必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

<具体的要求内容>

- (1) 5Gによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、国が掲げる基地局数、基盤展開率及び人口カバー率の目標を早期かつ着実に達成すること。
また、都道府県別の整備状況を示すこと。
- (2) 高速モバイルインターネット網を都内にくまなく行き渡らせるため、国の無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）において、対象外となっている地域のうち、支援を必要とする地域にも対象を拡大すること。
あわせて、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、実効性のある財政措置を講じること。
- (3) ローカル5Gについて、地域課題の解決に資するようなユースケースを開発実証するとともに、地方公共団体が容易に展開導入できるよう、必要な技術的、財政的支援を講じること。
- (4) 安全・安心にデータが利活用される社会を、個人情報保護とデータ活用を両立しつつ実現することを目的とした、官民連携データプラットフォームの構築及び関連するスマートサービスの推進を図る都の取組を支援すること。

参 考

- (1) (2) (3) 国施策の根拠法令・計画
- ・総務省「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」（令和４年３月発表）
 - ・総務省「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」（平成１７年１１月２５日総基移第３８０号 最終改正：令和４年３月２２日総基移第６３号）

3 地方消費生活行政の財源確保

(提案要求先 消費者庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

地方消費生活行政において積極的な取組を行うために、必要な財源を継続的・安定的に確保すること。

<現状・課題>

現状、国は、平成29年度までに開始した消費者行政の充実・強化に関する事業の経費について、最長で令和9年度までは「地方消費者行政強化交付金（推進事業）」により財政支援を行うこととしている。

しかし、令和10年度以降に財政支援が行われないことになると、これまで充実させてきた消費生活相談事業や消費者被害防止のための地域における高齢者の見守りの取組強化といった区市町村の事業継続が困難になる恐れがある。

加えて、民法改正による成年年齢の引下げ、インターネットやSNSの普及などの社会環境の変化に伴う新たな消費者被害にも対応していく必要がある。

また、国は、平成30年度以降に開始された事業について、「地方消費者行政強化交付金（強化事業）」により財政支援を行っているが、これまでの「地方消費者行政推進交付金」と比べて、用途が限定的であり、補助率も2分の1（一定の水準を満たさない場合は3分の1）となっている。このような状況が続くと現行の事業が維持できず、地方消費者行政の後退を招く可能性がある。

<具体的要求内容>

地方消費生活行政推進のために、平成29年度までと同等以上の財政支援を行うとともに、必要な財源を継続的・安定的に確保すること。

4 原油価格・物価高騰対策による都民生活の安定確保

(提案要求先 消費者庁・農林水産省・経済産業省)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

- (1) 原油価格・物価高騰等対策の的確な実施により、価格の安定を図るとともに、その他の生活必需品の価格高騰にも適切に対応し、都民生活への影響を最小限に抑えること。
- (2) 便乗値上げが疑われる事案に関しては、国と都で情報を共有するなど、相互の連携を図ること。

<現状・課題>

国は令和4年4月、「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』(以下「総合緊急対策」という。)を策定し、今後の原油価格や物価高騰等によって影響を受ける、既にコロナ禍で経済的に厳しい環境に置かれた生活者等に対する支援など、直面する物価高騰による影響を緩和するための対応を緊急かつ機動的に実施することとしている。

現在、既に原油や、小麦粉が原材料となっている品目の価格が上昇しており、国の「総合緊急対策」の継続的な実施は待ったなしの状況にある。加えて、食品などの価格も上昇傾向にあり、これらの価格動向を踏まえた対策も必要となりつつある。

<具体的要求内容>

- (1) 国が現在取組んでいる「燃料油に対する激変緩和事業」や「輸入小麦の政府売渡しの着実な実施」等を当面の間、継続して実施するとともに、上昇傾向にある食品などの価格動向を踏まえた対策にも取り組み、都民生活への影響を最小限に留めること。
- (2) 国は、「便乗値上げ対策」にも取り組むとしているが、原材料価格が高騰するなか、その見極めは難しいことから、消費者から寄せられた便乗値上げが疑われる事案については、国と都で相互に情報を共有するなど連携を図ること。

参 考

◎ 国の「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」の関連事業

(1) 燃料油に対する激変緩和事業（経済産業省）

これまで実施してきた激変緩和策について、新たに、基準価格を168円とし、支給幅を35円とするとともに、更なる超過分について1/2を支援する制度を設ける。

(2) 輸入小麦の政府売渡しの確実な実施（農林水産省）

ウクライナ情勢の影響により、輸入小麦の国際価格が更に上昇しているが、国内においては、その影響が本格化する以前の国際価格に基づき令和4年4月期の政府売渡価格が設定されており、製粉企業等への安定供給に着実に取り組む。

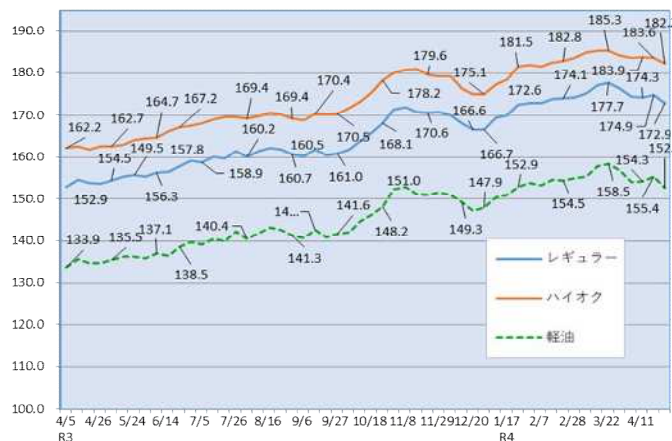
(3) 便乗値上げ対策（消費者庁）

生活関連物資等の値上げについて注視していくため、消費者庁において「便乗値上げ情報 消費者受付ウェブ窓口」（仮称）を設置し、物価担当官会議を通じて関係省庁と情報共有を図る。

◎ 都内のガソリン（レギュラー1ℓ当り）、灯油（配達18ℓ当り）価格の推移 直近の価格 ガソリン：172.9円、灯油：2,464円

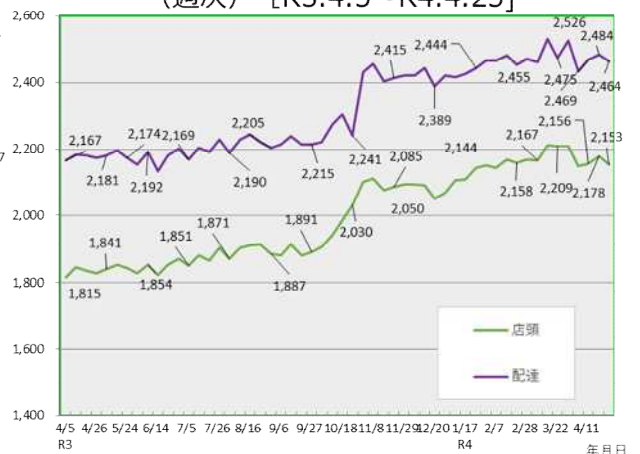
都内の石油（灯油を除く）小売価格の推移

（週次）[R3.4.5～R4.4.25]



都内の石油（灯油）小売価格の推移

（週次）[R3.4.5～R4.4.25]



出所：資源エネルギー庁「石油製品価格調査」

◎ 都内生活関連物資の価格（令和4年3月速報値）

原材料等の輸入価格上昇が生活関連物資の価格に影響している場合が多い

品目	単位	3月速報値	対前年同月比	値上原因（輸入との関連）
まぐろ	100g	533円	123.4%	漁船の重油価格上昇
いか	100g	180円	125.9%	国内不漁、漁船の重油価格上昇
キャベツ	1kg	209円	145.1%	輸入品の価格上昇
玉ねぎ	1kg	419円	165.0%	国内不作、輸入品の価格上昇
食パン	1kg	470円	108.8%	輸入小麦の価格上昇
マヨネーズ	450g	281円	117.6%	輸入食油の価格上昇
灯油	店頭18ℓ	2,153円	121.0%	原油価格上昇
ガソリン	1ℓ	173円	117.7%	原油価格上昇

出所：東京都総務局統計部「東京の物価」

5 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者 に対する支援の充実【最重点】

(提案要求先 農林水産省・林野庁・水産庁)
(都所管局 産業労働局)

(1) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する
支援の充実を図ること

(2) 国産木材の利用拡大に向けた支援を図ること

<現状・課題>

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況は緩和されつつあるものの、ウクライナ情勢による肥飼料等の供給不足や原油の価格高騰などが、農業者や漁業者の経営に大きな影響を与えている。

このため都では、配合飼料価格安定制度及び漁業経営セーフティーネット構築事業において、畜産業者や漁業者が負担する積立金に対する助成や無料の土壌診断による肥料コストの低減など農業者・漁業者への支援に取り組んでいる。

また、「ウッドショック」と呼ばれる輸入材の供給不足により、木材価格が上昇し高止まりしていることから、多摩産材をはじめ国産木材の利用拡大に向けた施策を展開している。

国は、令和4年4月に、原油価格高騰対策やエネルギー・原材料・食料等安定供給対策等を柱とする「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を策定し、漁業、農林業など大きな影響を受ける業種への支援や配合飼料の価格高騰対策、国産材への転換支援対策等に取り組むとしている。

しかし、長引くウクライナ情勢の影響に加え、急速に進む円安や電力需要のひっ迫など、景気の先行きに不透明感がある中、長期化が懸念される原油や原材料等の価格高騰に対し、農林漁業者の経営の安定化を図られるよう、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

(1) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実

配合飼料価格安定制度への基金の積み増しや肥料コスト低減体系への転換を進めるなど肥飼料等の価格高騰対策を一層推進するとともに、肥料原料の安定的な調達や収入保険等の公的保険制度の一層の充実を図ること。

また、漁業経営セーフティーネット構築事業の基金積み増しなど、漁業用燃油等のコスト低減に向けた一層の取組の推進を図ること。

(2) 国産木材の利用拡大に向けた支援

国産木材の安定供給・安定需要の体制を構築し、国産木材の利用拡大・国産材製品への転換に一層取り組むこと。

6 文化政策の推進

(提案要求先 内閣府・文化庁・経済産業省・観光庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

芸術文化に関わる政策を都と連携して着実に実施するとともに、財政負担を含めた必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

芸術文化は、人々に楽しさや感動、生きがいや精神的安らぎを与えるものであると同時に、芸術文化の持つ創造力は、創造産業や、観光振興、地域の活性化、新たな雇用の創出、国際交流など、様々な分野において、国や都市の国際競争力の向上や成長発展に大きく寄与するものである。国においても、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」の中で、文化芸術活動に対する効果的な支援や、国内外の文化的多様性や相互理解の促進など、「文化芸術立国」の実現を掲げている。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が終了し、新型コロナウイルス感染症の影響、持続・共生社会へのシフト、デジタル化の進展など、社会環境が大きく変化しているタイミングを捉え、2030年度までの東京都の文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示した「東京文化戦略2030 ～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～」を策定した。

今後は、東京 2020 大会のレガシーを未来に継承・発展させていくとともに、芸術文化の力で「躍動」と「豊かさ」が両立した社会、「芸術文化で躍動する都市東京」を目指し、都民の生活をより豊かにしていくため、文化戦略に基づいた様々な取組を展開していく。

<具体的要求内容>

- (1) 都民が様々なアートに出会い、楽しめるよう、国公立、民間の文化施設間の連携推進について積極的な支援を行うこと。

また、国や民間などと連携したフェスティバルを構築する取組、具体的には、国際文化芸術発信拠点の形成を図る東京芸術祭等の取組に対し、積極的な支援を引き続き行うこと。

- (2) 多様な芸術分野で才能のある人材を積極的に受け入れ、交流を促進し、作品創作に向けた新たな発想や表現を生み出す場を整備する取組に対し、積極的な支援を行うこと。
- (3) アール・ブリュット等の振興や、障害者の芸術創造活動や鑑賞・参加を促すNPO等の活動に対する支援、芸術文化の多様性や包摂性を生かした事業に対する支援など、共生社会の実現を目指す取組に対し、必要な支援を行うこと。
- (4) 能楽、邦楽、落語、茶道等、小中学生等を対象とした伝統文化体験プログラムなど、次代を担う子供たちに伝統文化の価値を正しく伝え継承する取組に対し、必要な支援を行うこと。

- (5) アート市場の活性化に向けた都の取組に対して、必要な支援を行うこと。
また、現在議論が進められているブロックチェーンや **NFT** の活用については、アーティスト活動の支援につながるよう、法制的な検討と環境整備を行うこと。

7 M I C E 推進施策の強化【最重点】

(提案要求先 観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) M I C E 誘致・開催に関する海外からの情報収集や分析を通じて、マーケティング戦略を強化するとともに、国内の最新情報等を積極的に海外に発信すること。
- (2) 激化するM I C E 誘致競争に打ち勝つため、国際会議等の誘致・開催に係る経費等の支援制度を強化すること。
- (3) 国際競争力の維持・向上に向け、人材育成を強化し、M I C E 推進に係る基盤整備を図ること。
- (4) ユニークベニユーの活用促進によるM I C E 誘致の国際競争力や都市ブランド力の向上を図ること。

<現状・課題>

都では、平成27年7月に「東京都M I C E 誘致戦略」を策定し、経済波及効果や産業力の強化など、開催都市に多くのメリットをもたらす国際会議等の誘致に向けた取組を進めてきた。こうした中、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、都内で予定されていたM I C E の多くは中止や延期を余儀なくされ、M I C E に関連する事業者はもとより都内の経済にも影響を及ぼしている。

一方、シンガポールやソウルなどの競合都市では、コロナ禍での需要の変化を捉え、デジタル技術の活用や誘致に向けた情報発信など積極的な取組を行っており、これまで以上に都市間での誘致競争は激化している。

今後段階的な渡航制限等の緩和により国際的な交流が徐々に再開されていくことを見据え、コロナ収束後には、国内でのM I C E 開催件数を着実に回復させ、経済や産業の活性化を後押ししていくことが必要である。このため、国を中心とした開催都市などとの連携を更に深め、海外都市の動向などを把握し、M I C E 開催における需要への的確な対応などにより国際競争力を一層強化することが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) M I C E に関連する国際団体等との継続的なコミュニケーションが図られるよう国際団体等へ国内の関係者を配置するなど連携強化を図り、参加者の動向や主催者のニーズなど有益な情報の収集・分析を行うことでマーケティング戦略を強化するとともに、海外の主催者等に対し、対策の緩和状況や安

全・安心に係る取組など、M I C E開催国としての日本の優位性を積極的に発信すること。

- (2) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、誘致活動や開催経費等に対する助成など、主催者や地方自治体のニーズを踏まえた支援策の強化を図ること。
- (3) 急速なデジタル活用の進展や中長期的な国際競争力の維持・向上の観点から、M I C E業界においても新たなテクノロジーなどの導入を推進するため、I T関連業界等との連携を促進するとともに、大学生など次代を担う人材を着実に育成するための取組を強化すること。また、M I C E誘致を推進するための基盤強化に向け、大学の教員等が行う国際会議等の誘致活動に対する適正な評価を行う仕組みの導入を関係府省庁へ働きかけること。
- (4) ユニークベニユーは、開催都市の魅力を効果的にP Rできる点において重要であるため、国内各地域が連携して活用促進に向けた取組を進められるよう、関係府省庁への働きかけを行うなど、M I C E誘致の国際競争力や都市のブランド力の向上につなげていくこと。

8 観光産業の早期回復に向けた取組の充実【最重点】

(提案要求先 観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) インバウンド需要の回復に向けた戦略を示し、必要な取組を段階的に推進するとともに、観光地が安心して外国人旅行者を受け入れることができるよう取り組むこと。
- (2) インバウンド需要回復を見据え、外国人旅行者等に対する受入環境整備を推進するとともに、観光産業が着実に回復の軌道に乗るよう、観光関連事業者の多様な取組への支援を継続すること。

<現状・課題>

ワクチン接種の進展により、海外では観光目的の入国者に対する制限の緩和が加速している。我が国でも水際対策の緩和の動きがある一方、入国制限の急激な緩和による感染拡大の影響を心配する声もある。

また、外国人旅行者の受入環境については、東京2020大会に向けて進めてきた多言語対応や通信環境の整備などにより、訪都外国人旅行者の満足度の向上につながってきた。今後、インバウンド需要回復を見据え、免税販売手続における利便性の更なる向上、多様な文化・習慣に配慮した受入環境整備等を着実に進めていく必要がある。合わせて、インバウンド需要回復の過渡期においては、旅行需要の回復に備えて、観光関連事業者の新たな取組等を強力に後押しする必要がある。

こうした取組により、観光産業の早期回復につなげていくことが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) -① インバウンド需要の回復を着実に進めていくため、我が国のインバウンド受入再開の条件やロードマップを示し、必要な取組を段階的に推進していくこと。
- (1) -② 国民や観光関連事業者に対して、インバウンド受け入れのための安全対策を周知し、観光地が安心して外国人旅行者を受け入れることができるよう取り組むこと。
- (2) -① 外国人旅行者への免税販売に関して、引き続き、事業者等への普及啓発や免税販売手続の効率化などを通じて、免税店舗のさらなる拡大等につなげるとともに、旅行者の一層の利便性の向上を図ること。
- (2) -② 食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者のニーズにきめ細かく対応するため、外国人旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、

観光施設などの運営者等に対し、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援の充実を図ること。

- (2) ー③ デジタル技術を活用した新たなビジネス展開をはじめとする観光関連事業者の取組を引き続き支援すること。

9 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進

【最重点】

(提案要求先 財務省・経済産業省)

(都所管局 産業労働局)

キャッシュレス化の中小・小規模事業者への更なる普及促進に向けた環境整備を図ること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染拡大を受け、事業者は、営業時の感染予防対策や売上低下、スタッフ出勤不可による人手不足など様々な問題に直面している。

キャッシュレス化の推進は、非接触による感染リスクの低減、レジや現金管理・集計業務の短縮などの業務効率化、購買データの利活用による売上増加など、人手不足への対応や生産性の向上が期待される。

国は、令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、令和2年6月30日まで、中小・小規模事業者による「キャッシュレス・消費者還元事業」を実施したところである。こうした取組を通じて、キャッシュレス決済の普及は進展しつつあるが、キャッシュレス決済の手数料負担が重いことや導入のメリットが見えづらいこと等が更なる普及の課題となっている。キャッシュレス決済の利用拡大のためには、こうした中小・小規模事業者の現状を踏まえ、キャッシュレス化の更なる普及促進に向けた環境整備が必要である。

<具体的要求内容>

中小・小規模事業者のキャッシュレス化を推進するため、キャッシュレス決済の手数料負担低減や導入メリットの定量化などの環境整備を図ること。

10 多文化共生社会の実現に向けた外国人受入環境整備促進

(提案要求先 総務省・出入国在留管理庁・文化庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

国は、多文化共生社会の実現に向けた外国人受入環境を整備するため、国が主体となって必要な施策を推進するとともに、地方自治体、受入企業、在住外国人支援団体等が求められる役割を担うための財政支援等を講ずること。

<現状・課題>

国内の在留外国人数は282万人を超え、地域における定住化も進んでいる。都内の在留外国人は全国の約20%にあたる約54万1千人で（令和3年6月末現在）、都民の約4%を占めるに至っている。今後も、新型コロナウイルス感染症の収束とともに、都内の在住外国人の増加や定住化が見込まれる中で、外国人が地域社会の中で安心して生活し、かつ都市の活力を支える人材として活躍することができる環境の整備が必要である。

現在、都は、平成28年に「東京都多文化共生推進指針」を策定し、生活情報の多言語対応に加え、医療・福祉・学校教育等において在住外国人の支援を行っている。また、令和2年10月、多文化共生社会づくりを取組の柱の1つとする一般財団法人東京都つながり創生財団を設立し、区市町村、国際交流協会、外国人支援団体等との連携や、地域に密着した専門人材の配置、柔軟な執行体制による機動的な事業展開等により、施策の更なる充実を図っている。

一方、国は、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設等、多文化共生施策を取り巻く社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、令和2年9月に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、地域における多文化共生を推進するための具体的な施策及び推進体制の整備における地方自治体の役割等を示したが、その実施は地域の状況に応じ推進することとしており、各地域に委ねられている。

多文化共生社会の実現に向けて、国は、自らが主体となって必要な施策を推進するとともに、地方自治体、受入企業、外国人支援団体等が「地域における多文化共生推進プラン」に示された役割を担うための財政支援等を講ずる必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 国は、在住外国人を取り巻く今日的な状況を踏まえ、外国人が地域社会で自立した生活を円滑に送るために必要な次の施策を主体となって実施すること。
 - ・ 外国人が、差別や偏見を受けることなく安心して地域で暮らせるよう、日本人を含めた住民に対する多文化共生社会への理解促進

- ・ 日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解促進のため、全ての外国人に日本語学習等の機会を提供するための支援
 - ・ 公的機関等における通訳支援、多言語による情報提供を行うための体制整備
 - ・ 災害時における各種情報を、少数言語を含め国において統一的かつ迅速に多言語化するなど、外国人が必要な情報にアクセスできる環境の整備
- (2) 国は、全ての在住外国人が安全・安心に暮らし、社会の担い手として活躍できる多文化共生社会の実現に向けた取組を、都内自治体や在住外国人支援団体等が計画的かつ総合的に実施できるよう、多様な外国人が居住する東京の特性も踏まえ、必要な財政措置を迅速かつ継続的に講じること。

参 考

(1) 在住外国人数（全国）

2, 823, 565人

※法務省統計「在留外国人」（令和3年6月末現在）

(2) 在住外国人数（東京都）

541, 807人

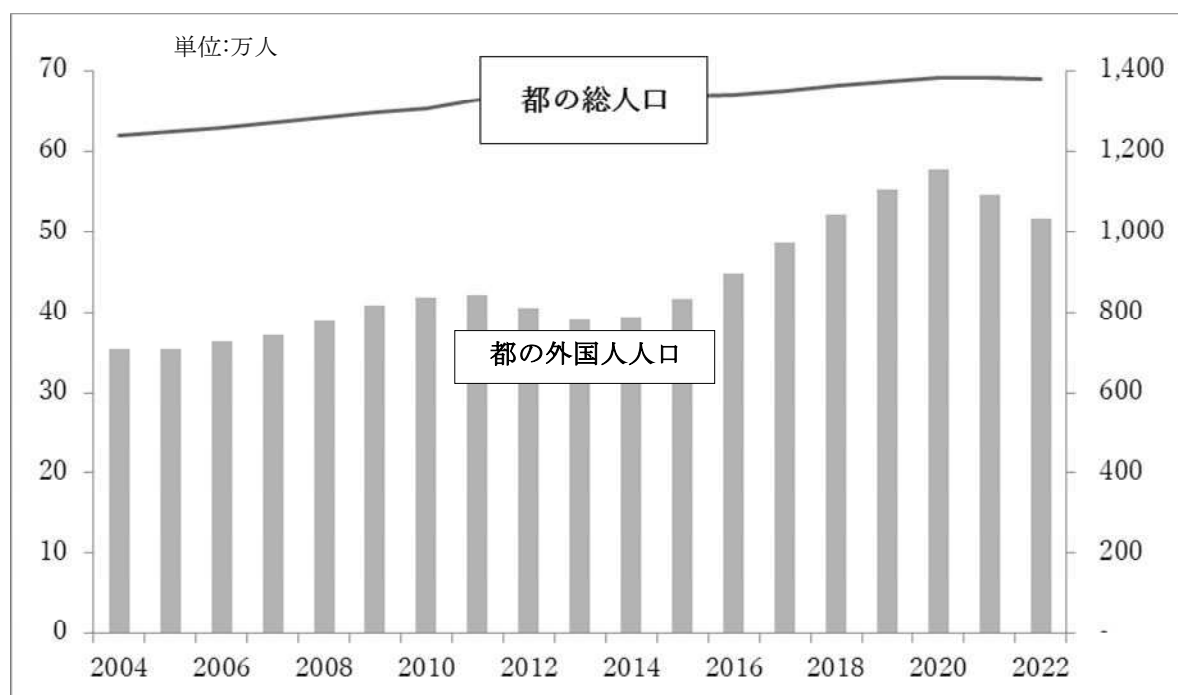
[国籍・地域別外国人数上位10]

・ 中国	214, 168人
・ 韓国・朝鮮籍	91, 624人
・ ベトナム	35, 924人
・ フィリピン	33, 378人
・ ネパール	25, 095人
・ 米国	18, 391人
・ 台湾	18, 099人
・ インド	14, 026人
・ ミャンマー	9, 577人
・ タイ	7, 628人

※法務省統計「在留外国人」（令和3年6月末現在）

(3) 在住外国人人口の推移（東京都）

※東京都統計「外国人人口」（令和4年1月1日現在）



1 1 ベンチャー企業の支援の拡充

(提案要求先 財務省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

ベンチャー企業の創業や成長の促進を図るために必要な税制上の支援措置を講じること。

<現状・課題>

ベンチャー企業は新たな発想や技術を基に創造的・革新的な経営によって新しい事業分野を開拓し、経済に活力をもたらすとともに、雇用の増大にも貢献するものである。

しかし、我が国ではベンチャー企業が数多く起業し成長する環境が十分ではない。例えば、創業時には初期設備投資や顧客開拓資金など多額の資金が必要となるが、創業間もなく信用力の乏しいベンチャー企業が十分な資金を調達できる仕組が整っていない。

国では、令和2年度税制改正においてエンジェル税制について、対象企業要件を設立後3年未満から5年未満へ拡充した。しかしながら、控除対象上限額については、令和3年1月1日以後800万円に引き下げられ、一部縮小が図られることになった。これにより、投資のインセンティブが低下する懸念がある。

<具体的要求内容>

ベンチャー企業への投資拡大を図るため、エンジェル税制における投資額の所得控除上限額を引き上げるなど、ベンチャー企業の資金調達を支援する税制措置を講じること。

1 2 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善【最重点】

(提案要求先 財務省・農林水産省・国土交通省・環境省)
(都所管局 産業労働局・都市整備局・環境局)

「都市農業振興基本法」の趣旨を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税制措置に取り組むこと。

<現状・課題>

東京の都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を有しており、安全で快適な都市づくりに極めて重要な役割を果たしている。

しかし、現行の農地制度や税制度の下で、都市農地は相続時の高額な税負担や高齢化による担い手不足などにより年々減少し続けており、都市農業の存続に深刻な影響を及ぼしているため、都は「都市農業特区」を提案するなど、制度改善の要求を行ってきたところである。

国は、平成27年4月に制定された「都市農業振興基本法」に基づき、平成28年5月に都市農業の振興に関する施策の方向性を示す「都市農業振興基本計画」を閣議決定した。その後、国は生産緑地法を改正し、特定生産緑地制度の新設、面積要件の緩和を実施したほか、相続税納税猶予制度等の税制の改正、都市農地の貸借の円滑化に向けた新たな法律の制定など、制度改善を進めてきたが、今後、残された課題に対応する制度等の改善が必要であるため、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、「都市農業振興基本計画」に示された具体的な取組を着実に実施するなど、以下の制度改善や必要な税制措置に取り組むこと。

- ① 相続税納税猶予制度について一定の土地利用制限の下、農業経営に必要な農機具倉庫、農産物販売施設、畜舎、農業用井戸などの農業用施設用地や屋敷林等についても農地扱いとして対象を拡大するなど、相続税の軽減措置を講じること。
- ② 自治体が生産緑地を計画的に買い取ることができるよう、財政的な支援を拡充すること。
- ③ 相続税の物納により国有化される市街化区域内農地については、自治体に低額で貸付けし市民農園等として活用させるなど、農的利用の継続を図り、引き続き多面的機能が発揮できる新たな制度を創設すること。

都市農業・農地の現状と国への提案

- 都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を併せ持つ都市の貴重な財産

現 状

- 東京都の農地の6割が、市街化区域内に存在、そのうち8割が生産緑地
- 10年間で約900haの市街化区域内農地が減少
- 農地減少の主な要因は相続
 - ・ 地価が高いため、高額な相続税の負担

【都内の農地面積の推移】



出典：耕地及び作付面積統計、東京の土地 2020

現行の都市農業・農地に係る制度と課題

■ 制度

生産緑地制度

- 市街化区域内で農地を保全する制度
 - ・ 固定資産税は農地課税
 - ・ 相続税は宅地課税だが、納税猶予制度が適用可

相続税納税猶予制度

- 後継者に農地を引き継ぐための税制の特例
 - ・ 終生営農が条件
 - ・ 市街化区域内では生産緑地のみが対象(田園住居地域を除く)

■ 課題

- ・ 農業に必要な農機具倉庫や畜舎、屋敷林等は、相続税が宅地課税されている
- ・ 自治体の財政が脆弱なため、買取り申出に対応できない

国への提案要求

- 都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、制度改善や税制措置に取り組むこと
 - ・ 農業用施設用地や屋敷林等について、相続税納税猶予制度の適用拡大
 - ・ 生産緑地の買取りのために財政的な支援を拡充
 - ・ 相続税で物納された土地の農的利用を継続させる新たな制度を創設

1 3 ライフ・ワーク・バランスの推進【最重点】

1 働き方改革の推進

(提案要求先 内閣府・厚生労働省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、働き方改革推進支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、「働き方改革」に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。
- (2) ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、柔軟な働き方や育児・介護等と仕事の両立など、企業の働き方改革を支援する取組の推進を図ること。
- (3) 中小企業の働き方改革の推進を図るため、長時間労働につながる商慣行の是正に取り組むこと。また、中小企業が取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応を行うとともに、助言及び指導においては、それぞれの企業の事情を踏まえること。

<現状・課題>

残業時間の上限規制や年次有給休暇の付与義務などを定めた働き方改革関連法が、2019年4月から順次施行され、2020年4からは中小企業に残業時間の上限規制が適用されている。また、2023年4月には中小企業における割増賃金率の猶予が廃止される。こうした中、経営基盤がぜい弱である中小企業が、法を踏まえ適切に労働時間の短縮などを進めていくには、個々の実情に応じた対応を図れるよう支援を行うとともに、業務効率化などの生産性向上に向けた支援も必要である。

2020年12月に閣議決定した「第5次男女共同参画基本計画」は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や多様で柔軟な働き方を実現するため、週60時間以上働く雇用者の割合や年次有給休暇の取得率、男性の育児休業取得率など、2025年に達成すべき数値目標を設定している。

このため、仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス、都ではライフ・ワーク・バランスとして推進）に向けて、新たな目標を設定し、更なる取組

を推進していくことが重要である。

一方、中小企業の働き方改革については、取引先からの短納期の発注や納期の短縮など取引慣行が阻害となっていることから、こうした長時間労働につながる商慣行の是正も必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、改正法の周知啓発とともに、働き方改革支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、働き方改革に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。
- (2) 全ての労働者が意欲と能力を十分発揮し、生活と仕事の調和のとれた働き方を実現していくために、長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進、育児・介護等と仕事との両立支援、メンタルヘルス対策などの取組を促す施策を推進すること。
- (3) 中小企業の働き方改革の取組を進めるため、取引先の休日労働や深夜労働につながる短納期の発注の抑制など、長時間労働につながる商慣行の是正に向けた取組（しわ寄せ防止の取組）を行うこと。また、中小企業が働き方改革の取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応が実施可能な体制を整備するとともに、中小企業への助言及び指導においては、労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態などそれぞれの企業の事情を踏まえたものとなるよう配慮すること。

参 考

(1) 働き方改革関連法の概要（労働時間法制の見直し）

主な改正項目		施行日	
		大企業	中小企業
労働基準法	残業時間の上限規制	2019年4月1日	2020年4月1日
	年次有給休暇の付与義務		
	月60時間の残業の割増賃金率引上げ	※施行済	2023年4月1日
	フレックスタイム制の拡充	2019年4月1日	
	高度プロフェッショナル制度の新設		
労働時間等設定改善法	勤務間インターバル（努力義務）		
労働安全衛生法	労働時間の客観的な把握	2019年4月1日	
	産業医・産業保健機能の強化		

(2) 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）数値目標
（抜粋）

（内閣府男女共同参画局）

数値目標設定指標	現状（直近の値）	2025年
週労働時間60時間以上の雇 用者の割合	6.4%	5%
年次有給休暇取得率	56.3%	70%
労働時間等の課題について労使 が話し合いの機会を設けている割 合	64.0%	全ての企業で実施
男性の育児休業取得率	7.48%	30%
25歳から44歳までの女性の 就業率	77.7%	82%
第1子出産前後の女性の継続就 業率	53.1%	70%

(3) しわよせ防止対策の推進

- ・しわよせ防止キャンペーン月間（11月）の実施

2 テレワークの推進

(提案要求先 内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省)
(都所管局 産業労働局)

デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークの促進と定着に向けて、テレワークを社会に根付かせるためのルールの普及啓発を進めるとともに、テレワークの導入が難しい業種や非正規雇用への導入支援のほか、民間企業・自治体等が行うサテライトオフィス整備に対する支援を行うこと。

<現状・課題>

テレワークは、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするものであり、労働者のライフ・ワーク・バランスの向上による働き方改革の促進のほか、企業にとっても、生産性の向上や多様な人材の確保、災害時の事業継続対策などに有効である。

都では、これまで東京 2020 大会における「交通需要マネジメント（TDM）、テレワーク、時差B i z」を一体的に推進する「スムーズビズ」の推進や、感染症の拡大防止に向けた緊急対策などに取り組んできた。その結果、都内企業（従業員30人以上）のテレワーク実施率は約6割に達し、利用する社員の割合も大幅に増加するなど、テレワークは急速に拡大している。

この勢いを止めることなく、感染症の拡大防止と経済活動の両立を図りながら、テレワークの更なる導入の促進と定着に向けた取組を強化していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークを企業に根付かせるためのルールの普及啓発を官民一体で進めること。
- (2) 中小企業をはじめ、企業のテレワーク機器・ソフトウェア等の導入や定着を促進するための支援策を拡充すること。
- (3) 自宅だけでなく身近な地域におけるテレワークの実施環境の整備を促進するため、民間企業や自治体等によるサテライトオフィス設置に対する支援を行うこと。
- (4) テレワーク勤務の運用においては、非正規雇用の従業員も正規雇用の従業員と同様に活用できるよう、企業に対し指導を行うとともに、非正規雇用へのテレワークの導入が進むよう支援策を拡充すること。
- (5) 労働時間の管理やコミュニケーションの確保、通信環境の整備など、テレワークの導入・運用上の課題を抱える企業に対して、テレワークガイドラインの普及啓発を図るとともに、課題解決に向けたサポートを行うこと。

また、テレワークの導入が難しい業種において導入が進むよう、テレワークに必要な業務改革などについて支援を行うこと。

参 考

【テレワークの導入促進と定着に向けた都の取組】

○「テレワーク東京ルール」の策定

【テレワーク東京ルール】

＜テレワーク戦略ビジョン＞

テレワークで実現するワーク・ビジネススタイルの変革

・働き方改革	ライフ・ワーク・バランスの実現
・ビジネス革新	生産性の向上（ビジネスにおけるDX）
・人材活用	多様な人材の活躍（ダイバーシティの実現）
・危機管理	災害・感染症拡大時など非常時の事業継続
・地域振興	勤務地・働く場所の分散による地域活性化

＜テレワーク実践ルール（我が社のテレワークルール）＞

テレワーク戦略ビジョンを踏まえ、各企業が実情に応じ具体的な取組ルールを設定

【ルールの設定例】

- 働き方改革 : テレワークデー・テレワークウィークの設定、育児・介護中はテレワーク勤務を活用
- ビジネス革新 : 会議や商談・営業は、オンラインで実施（テレビ・ウェブ会議システムの活用）
- 人材活用 : テレワークの活用で障害者等の雇用促進、研修は在宅でeラーニングで実施
- 危機管理 : 警報（台風・大雪等）時や、感染症の拡大時は原則テレワーク勤務
- 地域振興 : 観光地のサテライトオフィス勤務の実施

○「テレワーク東京ルール」の普及

「テレワーク東京ルール」の普及に向け、官民一体で取組を強力に進めていくため、「公労使による「新しい東京」実現会議」（令和2年9月14日）において、経営者団体や労働者団体の代表者、国（東京労働局）、都で、共同宣言を実施

1 4 就職氷河期世代等の非正規労働者に対する支援の強化

(提案要求先 内閣府・厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 正規雇用を希望する就職氷河期世代等の非正規労働者が円滑に正規雇用化できるよう支援策を着実に推進すること。
- (2) 「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」の運営について積極的に関与し、更なる取組の推進を図ること。
- (3) 「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」の充実を図ること。

<現状・課題>

就職氷河期世代等の非正規労働者については、不本意ながら不安定な仕事に就いている、いわゆる「不本意非正規」の問題や、正規労働者と比較して雇用の不安定さやキャリア形成が不十分である、といった課題がある。

国においては、「正社員転換・待遇改善実現プラン」（平成28年1月）により、キャリアアップ助成金の活用促進など非正規労働者の正社員転換・待遇改善を加速させるための取組を推進しており、都においても、国と連携しながら、転換後の計画的な育成の支援などに取り組んでいる。

また、就職氷河期世代については、令和元年5月に発表された「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づき、「就職氷河期世代支援プログラム」（3年間の集中支援プログラム）がとりまとめられ、都において、令和2年7月に「東京就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を東京労働局と設置し、同年11月に事業実施計画を策定した。

さらに、令和3年12月に閣議決定された「就職氷河期世代支援に関する行動計画2021」では、令和元年度から令和4年度予算までの合計で、「就職氷河期世代支援プログラム」の目標は達成される見込みとしているが、就職氷河期世代の方々は就業先での傷つき体験や生活困窮など事情が多様であり、セーフティーネットによる支援や再就職支援など長期に取り組むべき課題としており、今度も就職氷河期世代の活躍の機会の拡大に向けた取組が重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 企業が非正規労働者を正規雇用として雇用するインセンティブを付与する措置について、広く事業主に周知し利用促進を図ること。

また、就職氷河期世代の支援については、国で掲げている目標（30万人の正規雇用化等）の達成状況の分析などを行い、更なる就職氷河期世代の活躍促進に向けた支援の充実を図ること。

- (2) 就職氷河期世代の支援については、国と地方自治体が連携し、就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを形成し、都道府県内の支援策のとりまとめ、進捗管理を行うこととされている。今後も、プラットフォームの運営について、積極的に関与し、都道府県域内での施策の更なる推進を図ること。
- (3) 「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」については、都や区市町村が地域の実情に応じて適切な支援を実施できるよう基金を活用した事業など都道府県プラットフォームで策定する事業計画に位置付けた事業の全てを交付対象にするとともに、必要な予算を確保するなど交付金制度の充実を図ること。

参 考

(国の動向)

- (1) 非正規労働者の正社員転換・就職氷河期世代の支援
- 「正社員転換・待遇改善実現プラン」（平成28年1月）
 - ・計画期間 平成28年度～平成32年度
 - ・具体的な取組事項（（1）①不本意非正規の雇用労働者の正社員転換等）
キャリアアップ助成金の活用促進（平成28年度～平成31年度継続的に実施）
 - 「厚生労働省就職氷河期世代活躍促進プラン」（令和元年5月29日「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」とりまとめ）
 - 「経済財政運営と改革の基本方針」（令和元年6月21日閣議決定）
 - (3) 所得向上策の推進 ①就職氷河期支援プログラム
 - ・支援対象は100万人程度、正規雇用者を30万人増やすことを目指す。
 - ・相談、教育訓練から就職までの切れ目のない支援 など
 - 「就職氷河期世代支援に関する行動計画2021」（令和3年12月24日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）

1 5 非正規労働者の待遇改善に向けた支援の強化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

同一労働同一賃金の実現に向け、周知の徹底と適切な運用を図ること。中小企業が適切な運用が図れるよう支援を強化すること。

<現状・課題>

平成30年6月には「働き方改革関連法」が成立し、パートタイム労働法（パートタイム・有期雇用労働法に改正）、労働契約法、労働者派遣法の改正が、令和2年4月から施行（中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は令和3年4月1日）された。

平成30年12月28日には、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（いわゆる「同一労働同一賃金ガイドライン」）が告示されている。

また、派遣労働者については、派遣期間の上限設定など改正労働者派遣法の適切な運用に向けた周知啓発や指導が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 非正規労働者の不合理な待遇差の解消に向けて、中小企業等が適切な対応をとれるよう、ガイドラインの普及啓発や具体的な助言を行うこと。

なお、派遣労働者については、派遣事業者に対して法制度の周知徹底を図るとともに、適切な運用が図られるよう指導監督を行うこと。

- (2) 有期雇用契約労働者をはじめとする非正規労働者の待遇改善に向けた措置を講ずるとともに、正規雇用への転換やキャリアアップなどに取り組む事業主等を支援するために必要な財政措置を講じること。

参 考

(国の動向)

働き方改革関連法の概要等

○雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（パートタイム労働法（パートタイム・有期雇用労働法に改正）、労働契約法、労働者派遣法の改正）

・見直しの目的

同一企業内における正規と非正規との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を選択できるようにする。

・見直しの内容

① 雇用形態による不合理な待遇差をなくすための規定の整備

② 労働者に対する、待遇に関する説明義務の強化

③ 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き（行政ADR）の規定の整備

・施行日 令和2年4月1日

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は令和3年4月1日

○短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（同一労働同一賃金ガイドライン）

（厚生労働省告示第430号 平成30年12月28日）

・正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・派遣労働者）との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのか、原則となる考え方と具体例を示したもの。

1 6 障害者の就業支援策の一層の充実【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 障害者や難病患者の雇用促進や職場定着を図る施策の充実を図ること。また、障害者や難病患者の安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成の支援の充実を図ること。あわせて、改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底を図ること。
- (2) 民間企業の法定雇用率2.3パーセントへの引上げを踏まえて、企業に対する周知徹底や事業主に対する一層の支援策を講ずること。
- (3) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、助成金制度等の周知や施策の充実を図ること。
- (4) 障害者委託訓練については、多様なニーズに対応できるよう委託料の単価を引き上げること。

<現状・課題>

都における令和3年6月1日現在の民間企業の障害者の実雇用率は、2.09パーセントと過去最高を更新し、雇用障害者数も過去最高となっている。

しかし、依然として法定雇用率2.3パーセントを下回っており、大企業の障害者雇用は進展しているものの中小企業の障害者雇用は進んでいないなど、更なる雇用促進の取組が必要である。

障害者の雇用においては、雇用されても早期に離職する例が多く、職場定着の支援が重要となっている。さらに、難病を抱える方の就職支援や雇用継続の支援も課題となっている。

また、国において重度身体障害者に対する支援として障害者雇用納付金制度に基づく助成金等の拡充が図られているところであるが、こうした制度の着実な実施を図るとともに、利用促進に向けた周知や施策の更なる充実が必要である。

一方、障害者の雇用は有期雇用契約が多く、賃金も最低賃金といった場合も多い。このため、安定的な雇用、処遇改善や将来を見据えたキャリア形成の支援など、障害者が希望とやりがいをもって働ける環境整備が必要である。

また、このような環境整備のためにも、改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などの普及啓発が重要である。

加えて、令和３年３月に民間企業の法定雇用率が２．３パーセントへ引き上げられたことに伴い、雇用義務の対象となる中小企業の範囲が拡大したことを踏まえて、中小企業をはじめ企業に対する更なる支援策が必要である。

さらに、企業がより一層の障害者雇用を進めていくためには、週２０時間未満の障害者の雇用に対する支援策が必要となる。

障害者雇用の促進に有効な「障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業」では、訓練応募者が少人数の場合、受託者の採算が合わず、開講中止となる訓練がある。

< 具体的要求内容 >

- (１) 障害者の雇用の促進とともに、職場定着が図られるよう、職場体験実習やトライアル雇用の推進、ジョブコーチ事業の拡大など施策の充実を図ること。
また、障害者や難病患者が安心して活躍できる職場環境を整備するため、安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成を支援する取組の充実を図ること。
あわせて、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などを行うこと。
- (２) 民間企業の法定雇用率が２．３パーセントへ引き上げられたことを踏まえて、精神障害者をはじめ障害者の雇用についての中小企業に対する普及啓発や、障害者の雇用を更に拡大するためのテレワークの導入支援など、事業主に対する支援策を講ずること。
- (３) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、障害者雇用納付金制度に基づく拡充された助成金制度等の周知を行うとともに、更なる施策の充実を図ること。
- (４) 「障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業」については、応募者が少人数の場合でも多様な訓練が実施できるよう、委託料の単価を引き上げること。

参 考

【民間企業の雇用者数（東京）】

令和 3 年 6 月 1 日現在

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成 2 8 年度 （対前年比）	125, 448. 0 （1. 9％）	31, 712. 0 （8. 0％）	16, 410. 0 （21. 0％）
平成 2 9 年度 （対前年比）	127, 568. 5 （1. 7％）	33, 996. 5 （7. 2％）	19, 400. 0 （18. 2％）
平成 3 0 年度 （対前年比）	131, 700. 5 （3. 2％）	37, 022. 5 （8. 9％）	25, 071. 0 （29. 2％）
令和元年度 （対前年比）	135, 139. 5 （2. 6％）	39, 599. 0 （7. 0％）	29, 276. 0 （16. 8％）
令和 2 年度 （対前年比）	136, 369. 5 （0. 9％）	41, 628. 5 （5. 1％）	33, 494. 0 （14. 4％）
令和 3 年度 （対前年比）	137, 835. 0 （1. 1％）	44, 114. 5 （6. 0％）	37, 582. 0 （12. 2％）

※雇用者数（人）はカウント数

【障害者委託訓練】

○委託料の単価（集合訓練の場合）

訓練生 1 人当たり、上限月額 6 万円（1 か月当たり標準 1 0 0 時間）

○実施コース数及び中止コース数

	実施コース数	中止コース数（※）
令和元年度	1 4 8	5 5
令和 2 年度	1 3 7	2 9
令和 3 年度	2 2 7	3 6

※応募者がいるにも関わらず、採算が取れないという理由で中止となったコース。

1 7 ウクライナ情勢に伴う避難民受入れを踏まえた外国人避難民等への就労支援の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

ウクライナ避難民受入れの状況を踏まえ、きめ細かな就労支援スキームの構築や財源の措置、モデルケースの提示など、外国人避難民等に対する就労支援の充実を図ること。

<現状・課題>

ロシアによるウクライナ侵攻は、国際秩序を揺るがす断じて許されないものであり、侵攻により諸外国へ避難する方々に対しては人道的な支援を速やかに実施していく必要がある。日本においても、令和4年5月8日時点において、878名のウクライナ避難民を受け入れており、生活支援をはじめ様々な支援が求められている。

国はそうした状況において、就労を希望するウクライナ避難民に対し、個別事情を考慮しつつ、就労可能な在留資格「特定活動（1年）」での滞在を認めるとともに、全国のハローワークを通じて就労支援を行う方針を打ち出すなど、対応を進めてきた。

しかし、ハローワークの受入体制や、ウクライナ避難民の就労に向けた要望の把握、支援を申し出た企業とのマッチング方法、ビジネス用語やマナーの習得をはじめ、採用後の定着に向けたサポートなど、就労支援の具体的な内容が明らかになっていない。また、地方自治体との役割分担が示されておらず、必要となる財源についても措置されていない等の課題がある。

今後、ウクライナ避難民をはじめ、外国人避難民の日本における円滑な就労を後押しするためには、きめ細かな就労支援スキームの構築が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 外国人避難民が日本で安心して就労することができるよう、地方自治体との役割分担を踏まえた、きめ細かな就労支援スキームを構築すること。また、その就労支援スキームを実施するために必要となる財源を措置すること。
- (2) ウクライナ避難民に対する就労支援の好事例を収集し、モデルケースを作成するとともに、地方自治体や関係団体等に周知すること。

1 8 情報通信網の維持管理及び再整備に対する支援

(提案要求先 総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

島しょ部における超高速ブロードバンド環境整備後の通信基盤施設の維持管理について必要な財源を確保するとともに、補助事業の恒久化を図ること。また、災害対応力の強化に向けた通信基盤施設の再整備にも活用できるよう、補助対象の拡充を図ること。

<現状・課題>

超高速ブロードバンドは全国の整備率が99.5%に達する基幹的なインフラであるが、都内の島しょ部は、人口規模が小さく採算面等が厳しいため民間事業者による通信基盤網の整備が進んでこなかった。このことから、都は、島しょの超高速ブロードバンド環境を整えるため、海底光ファイバーケーブルの整備を進めてきた。

平成22年度に小笠原、平成28年度に神津島、御蔵島、平成29年度に新島、式根島、令和元年度に利島、青ヶ島の通信基盤の整備を完了した。これにより、各島で超高速ブロードバンドを用いた様々なサービスが展開されており、海底光ファイバーケーブル等の通信基盤は島民の生活に不可欠な基幹インフラとなっている。

これらの整備にあたっては国の財政支援により事業を進めてきたが、整備後には、施設の維持管理に加えて自然災害（台風、波浪）による損傷の復旧にも多額の費用が生じている。整備後も安定した通信ネットワーク環境を維持していくためには、通信基盤の適切な維持管理と災害に強い施設へ再整備していくことが重要である。

国においては、令和3年度に補助事業の見直しがなされ、災害への対応含め維持管理に要する経費について補助の対象となったが、令和5年度までの時限的な措置となっている。

また、頻発する自然災害への対応も急務であり、減災に向けた通信ネットワークの再整備に対する国の財政的な支援が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 情報通信基盤の整備後の維持管理の負担が大きいことから、令和5年度までの時限となっている維持管理に係る補助事業について恒久化を講じること。
- (2) 安定した通信のネットワーク環境を常に維持するため、災害対応力の強化に向けた海底光ファイバーケーブル等の施設再整備も補助対象とする等の拡充を講じること。

- (3) 超高速ブロードバンド環境整備後の後年度負担については、運営自治体の財政を圧迫する要因となることから、ブロードバンドのユニバーサルサービス化を一層推進すること。

1 9 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応

(提案要求先 農林水産省・国土交通省・防衛省)
(都所管局 産業労働局・総務局)

- (1) 中国漁船の領海侵犯及び違法操業への取締り体制の強化を継続すること。
- (2) 中国漁船の違法操業により影響を受けた漁場の回復策を引き続き講じること。

<現状・課題>

東京都の伊豆諸島、小笠原諸島は、日本の広大な排他的経済水域を支えており、漁業はこうした島しょ地域の基幹産業である。しかしながら、平成26年9月から平成27年1月にかけて、伊豆諸島、小笠原諸島周辺海域に多数の中国漁船とみられる船舶が出現し、排他的経済水域のみならず、領海にまで立ち入り、違法な宝石さんご漁業を行うという由々しき状態が続いた。こうした行為は、明確な領海侵犯である。

平成27年3月に水産庁が小笠原諸島周辺海域で実施した調査によると、中国漁船の漁網が海底に残存していることや、違法操業による宝石さんごや底生生物への影響が確認された。

また、多数の大型漁船による違法操業により、漁場への長期的な影響が懸念されることから、都では、現在、漁業調査指導船により漁場への影響調査を実施している。

その後は海上保安庁や水産庁による取締りの効果もあり、中国漁船の違法操業は確認されていない。また、令和3年3月には新巡視船「みかづき」の配備により小笠原周辺域での警備体制の強化が図られた。

しかしながら、平成31年2月に母島沖の排他的経済水域内で、宝石さんご漁業に使用する網を所有している中国漁船が海上保安庁の停船命令に従わずに逃走する事件が発生しており、違法操業等への懸念は払しょくされていない。

引き続き以下のとおり要求する。

<具体的要求内容>

- (1) 貴重な水産資源を有する我が国の排他的経済水域の権益を守るとともに、領土・領海の保全に万全を期し、都民の安全で安心な生活を確保するために必要なあらゆる対策を、引き続き実施すること。

特に、中国漁船の違法操業に対しては、万全な措置を講じること。

- (2) 中国漁船の違法操業により影響を受けた小笠原諸島周辺海域の漁場環境を回復するため、海底に残存している漁網の回収支援を引き続き講じること。

20 職場における女性の活躍を推進する雇用就業 施策の充実【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

女性の活躍を推進する観点から、女性の活躍推進に向けた取組を行う企業への支援策の充実や、女性の再就職に向けた施策の強化を図ること。

<現状・課題>

人口減少社会を迎える中、日本の成長を持続させていくためには、将来を担う若者だけではなく、女性や高齢者等が能力や個性を十分発揮し働き続けられることが必要である。

とりわけ、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動や行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ、社会全体に活力を与えることにもつながるものである。

しかし、女性の有業率が描くM字カーブの底は上昇しているものの、出産・育児を機に労働市場から退出する女性はいまだに多く、また、女性の出産後の継続就業は依然として困難な状況にある。

平成28年4月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律により、常時雇用する労働者が300人を超える事業主に対し行動計画の策定が義務化された。加えて、令和元年5月には、101人以上300人以下の企業にも行動計画の策定が義務付けられる同法の改正案が成立し、令和4年4月に施行された。

<具体的要求内容>

- (1) 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する支援策の充実や、中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化すること。

また、女性管理職が相当程度少ない企業において、女性社員向けの人材育成やキャリア形成支援の取組に対して支援を行い、女性の管理職登用やキャリアアップを中小企業に促すこと。

- (2) 女性のライフステージに対応した活躍を支援するため、マザーズハローワーク等支援拠点の更なる増加や事業の充実など、子育て等により離職した女性の再就職に向けた施策について、一層の強化を図ること。

2 1 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進【最重点】

(提案要求先 農林水産省・経済産業省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

全国の中小企業のビジネスチャンスを拡大し、日本全体の経済の活性化を図るため、東京2020大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者「ビジネスチャンス・ナビ」の利用を促すこと。

<現状・課題>

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）を契機とした中小企業の中長期的なビジネスチャンスの拡大を図るため、東京都は東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会及び東京都中小企業振興公社と連携して「中小企業世界発信プロジェクト」を実施しており、その取組の一貫として都、国、組織委員会などの様々な発注情報を一元的に集約したポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ2020」を平成28年4月から運営してきた。

このサイトを全国の中小企業等が活用することで受注機会の拡大やビジネスパートナーの開拓につながるよう、国とも連携しながらサイトの周知を図り、登録や活用促進に向けて取り組んできており、また、各地域の産業に精通したネットワーク・サポーターを全国各地域に配置し、本サイトを活用して東京と地方の中小企業を結びつけることにより、受発注取引の広域化を推進してきた。

本サイトを含むプロジェクトについては、組織委員会の「東京2020アクション&レガシープラン2019」や、国の「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」に掲載されるなど、都や経済団体等と連携し、東京2020大会を契機に全国の中小企業の受注機会の拡大していくこと等が位置付けられた。

こうした取組により、令和4年2月1日までに、本サイトにおいて累計1,645件の組織委員会の発注案件が掲載されたほか、東京都の政策連携団体等も31団体が本サイトを電子入札システムとして活用している。

このため、都としても、中小企業の発展につながるこのプロジェクトを継続し、東京2020大会の重要なレガシーの一つとして定着させ、更なる発展を図るため、ユーザーの利便性向上を目指しサイト機能の見直しを行うほか、民間企業同士の受発注取引の更なる活性化に向けたマッチング支援機能の強化を図るなど、プロジェクト内の取組についてより一層の活用促進に努め、中小企業の発展を後押しする。

こうしたビジネスチャンス・ナビの利便性向上やマッチング機能の強化を図る取組と、東京と地方の中小企業を結びつけ、受発注取引の広域化を図る取組をリンクさせることで、本プロジェクトの効果を日本全国に波及させることも引き続き

き目指すところであり、日本全体の経済の活性化を図るためには、本サイトへの登録と案件掲載を促していくことが重要である。

<具体的要求内容>

「ビジネスチャンス・ナビ」について、東京2020大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者に登録・利用を促し、中小企業の受注機会の拡大を図ること。

参 考

<中小企業受注拡大プロジェクトの概要>

東京2020大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓支援などの取組を大会のレガシーとして定着させ、中小企業の更なる飛躍につなげるため、以下の取組を展開

① <ビジネスチャンス・ナビ>※令和4年4月1日から名称変更

官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、受発注取引のマッチングをサポートし、中小企業の受注機会の拡大を支援する。また、サイトを通じた受発注取引や事業者のPR情報をもとに、ビジネスパートナー企業の検索を可能とする。

② 東京ビジネスフロンティア

中小企業が開発した創意あふれる製品やサービスを一堂に集め、大規模な展示会へ出展する。

【ビジネスチャンス・ナビの概要】



<令和3年度までの組織委員会や国における位置づけ>

○東京2020アクション&レガシープラン2019 アクション一覧（抜粋）

東京2020大会開催等を契機とする様々な調達情報などを提供する「ビジネスチャンス・ナビ2020」を活用し、東京のみならず全国の中小企業の受注機会の拡大を支援

○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推

進に関する政府の取組の状況に関する報告（令和３年６月）（抜粋）

大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくため、東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」が構築し、平成２８年４月から本格的に稼働されている、「ビジネスチャンス・ナビ２０２０」について、東京都、大会組織委員会、経済界等とで連携し、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトとして、積極的な活用が進められている。

２２ 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化【最重点】

(提案要求先 経済産業省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発等の更なる支援強化を図ること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に加えて、今般のウクライナ情勢に伴うエネルギーや原材料の供給不安、価格の高騰などが重なり、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増している。

また、先の福島県沖地震に起因して、今夏今冬の電力需給ひっ迫が懸念されており、省エネや節電等の取組を社会全体で進めていかなければ、経済活動に大きな影響を及ぼしかねない。

こうした中、世界では再生可能エネルギーの利用拡大が進むなど、脱炭素化に向けた動きが加速するとともに、新たな脱炭素技術の開発も活発化している。

脱炭素化に向けた世界の潮流に乗り、中小企業が持続的な成長・発展を遂げていくためには、今後拡大が見込まれる脱炭素市場への参入を図るとともに、省エネ設備の導入等の取組を進めていくことが重要である。

国では、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）において新たに「グリーン枠」を創設し、温室効果ガスの排出削減に資する革新的製品・サービス開発又は生産プロセスの改善に必要な設備投資等の支援を実施しているところである。

カーボンニュートラルの実現に向けて、中小企業が脱炭素化に向けた設備投資や技術開発等に取り組むことができるように後押しする必要がある。

<具体的要求内容>

中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発等の更なる支援強化を図ること。

2 3 中小企業の人材確保・定着への支援

(提案要求先 内閣府・厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

少子高齢化による労働力人口の減少を踏まえ、東京の経済を支える中小企業の人材確保・育成を促進していくための総合的な対策を実施すること。

<現状・課題>

少子高齢化に伴う労働力人口の減少が危惧される中、多くの産業において人手不足が深刻化しており、人手不足による倒産も増加傾向となっている。

特に中小企業においては、募集をかけても応募者が少ない、自社の強みを求職者に伝えるノウハウが不足しているなどの課題を抱え、求める人材を採用できない状況となっている。人材の計画的・中長期的な育成や活用にも課題を抱え、若年者の定着や技能承継に支障を来しているという状況もある。

また、社会のデジタルトランスフォーメーションが加速する中、中小企業にとってデジタル人材の確保・育成は大きな課題となっている。将来的にデジタル人材が大幅に不足すると見込まれていることを鑑みれば、求職者にデジタルスキルを付与する職業訓練を実施するのみならず、在職者をリスクリングによりデジタル人材として育成することが求められる。

さらに、国による新たな在留資格の創設等により外国人材の受入れ拡大が図られており、これに伴い、中小企業において外国人が安心して就労できる環境づくりが急務となっている。

加えて、国は、令和2年9月に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改訂したが、今後、副業・兼業等の多様な働き方も含めた人材の確保を進めていくことが必要である。

中小企業が存続し、成長を遂げていくためには、人材の確保・育成は不可欠であり、ミスマッチの解消や実態を踏まえた総合的な支援を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 中小企業が若手人材を採用できない主な要因は、学生の大企業志向や中小企業に関する情報不足であることから、企業研究促進や就業観の醸成に関する職業教育の充実を図るなど、学生や学校が中小企業に対する理解を深める対策を行うこと。
- (2) 即戦力となる専門・中核人材の確保に向けては、ハローワークや民間職業紹介事業者との求職・求人情報の共有による連携強化や、専門知識・経験を有する人材と中小企業のマッチング支援の推進など、総合的な対策を図ること。
- (3) デジタル人材を確保・育成するため、都の施策に対する新たな補助制度創設など支援を充実すること。
- (4) 外国人が安心して日本で就労できるよう、中小企業における労働環境の確

保や、住宅をはじめとする生活基盤の整備等について、支援の充実を図ること。

- (5) 人材不足が深刻な建設、医療、福祉、運輸業等における人材確保状況や労働実態を踏まえ、従業員の処遇改善など、総合的な確保対策を行うこと。
- (6) 国の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について、適切な労働時間管理や健康管理などが図られるよう、企業・労働者双方に対して周知を図ること。

2 4 中小企業のデジタル化の推進

(提案要求先 中小企業庁)

(都所管局 産業労働局)

中小企業のデジタル化に向けて普及啓発やデジタル技術活用に必要な経費助成など更なる支援強化を図ること。

<現状・課題>

少子高齢化に伴う労働力人口の減少やコロナ禍でデジタル化が進展する中、中小企業が持続的に成長していくためには、データやデジタル技術の効果的な活用により生産性を向上させ、競争力を強化していくことが不可欠である。

こうした中、国では、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）」や「IT導入補助金」において、新たに「デジタル枠」等を出して、デジタル化に資する革新的製品・サービスの開発等に必要な設備投資や、バックオフィスを効率化するためのツール導入等に対して、補助率の引き上げなどを行い、中小企業のデジタル化を推進している。

東京都においても、中小企業のデジタル化推進に向けて普及啓発や人材育成等の支援を行うとともに、デジタル技術活用に必要な経費助成などの充実を図り、中小企業の取組を後押ししているところである。

しかしながら、中小企業は大企業と比べて、デジタル化を進める上で資金やノウハウなどの経営資源が不足しており、今後、中小企業のデジタル化の取組を一層加速させていく必要がある。

<具体的要求内容>

中小企業のデジタル化に向けて、好事例の発信による普及啓発とともに、デジタル技術活用等に必要な経費助成の更なる支援強化を図ること。

2 5 高齢者の就業を推進するための支援の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

高齢者が希望や能力、経験などに応じて働き続けられるように、高齢者に向けた就業支援を一層充実するとともに、企業における高齢者雇用への理解や高齢者を受け入れる職場環境の整備を促進すること。

<現状・課題>

東京都における令和2年度の65歳以上の求職者（都内ハローワーク）は57,898人で年々増加しているが、令和2年度における就職率は16.4%（東京労働局）にとどまっている。

今後、高齢者の就業を推進し、高齢者が生涯現役で働き続けられるようにしていくには、高齢者が希望する仕事と求人とのミスマッチを解消するとともに、企業の高齢者の雇用に対する理解を促し、さらに高齢者が活躍する場を創出することが必要である。

また、令和2年「高年齢者雇用状況報告書」（令和3年1月東京労働局）によると、都内の従業員31人以上の企業のうち、66歳以上になっても継続して働ける企業は25.7%である。

そして、令和3年4月に施行された改正高年齢者雇用安定法では、65歳から70歳までの就業機会の確保措置について、企業に対して7項目（①定年延長、②定年廃止、③契約社員等での再雇用、④他企業への再就職支援、⑤フリーランスで働くための資金提供、⑥起業支援、⑦NPO活動等への資金提供）のいずれかの措置を講ずる努力義務が設けられた。本改正により企業はこれらの就業機会の確保措置について選択できる仕組みを整備することが求められている。

これらのことを踏まえ、今後、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮して活躍できるように、企業に対して高齢者雇用への理解促進と支援を充実させることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 都内ハローワークに設置されている「生涯現役支援窓口」等を活用して、高齢者に向けた情報提供や相談支援を充実するとともに、合同就職面接会や職場体験等を含めた企業とのマッチング機会の拡大・充実を図ること。
- (2) 65歳を超えて高齢者が活躍している企業の具体的な事例紹介を含めた企業向けの広報等を通じて企業の高齢者雇用への理解を促進するとともに、企業が高齢者を受け入れるための職場環境を整備するため、相談支援や情報提供などを充実させること。
- (3) 65歳以上の高齢者を採用した企業や、高齢者雇用の継続雇用に向けた制度構築に取り組む企業への支援を一層充実させること。

26 ソーシャルファームの普及

(提案要求先 総務省・厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

障害者等の就労に困難を抱える方の雇用拡大につながるソーシャルファームについて、その普及を図る取組を行うこと。

<現状・課題>

東京都では令和元年12月、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例（令和元年東京都条例第91号）」を制定した。この条例は、就労の支援に係る施策の推進並びにソーシャルファームの創設及び活動の促進の基本となる事項を定め、就労の支援に係る施策等を総合的に推進することにより、都民一人一人が個性と能力に応じて就労し、誇りと自信を持って活躍する社会の実現に寄与することを目的としている。

この条例に基づき、都は令和2年6月、ソーシャルファームの創設及び活動を支援することを目的に、「東京都ソーシャルファームの認証及び支援に関する指針」を策定し、都の支援対象となるソーシャルファームを認証する基準及び支援策等を定めた。さらに、令和3年3月に、都の支援対象となるソーシャルファームを認証し、東京都認証ソーシャルファーム事業所が誕生しており、令和4年5月末時点では21事業所が就労に困難を抱える方の雇用等に積極的に取り組んでいるところである。

こうしたソーシャルファームの取組を全国にも広げるため、その普及を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) ソーシャルファームは、自律的な経済活動の下、障害者、ひとり親、刑務所出所者など就労に困難を抱える方を多数雇用する新たな枠組みであり、こうした方々の雇用の場の拡大と自立の促進を図る上で極めて有効な取組であることから、ソーシャルファームの創設や活動が全国で促進されるよう普及啓発等に取り組むこと。
- (2) 都が認証したソーシャルファームについて、その立ち上げや運営に対する支援を行うこと。また、国や地方公共団体等からのソーシャルファームの受注の機会の増大に向け、必要な措置を講ずること。

参 考

- 「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」（抜粋）

第3章 ソーシャルファームの創設及び活動の促進等

（ソーシャルファームの創設及び活動の促進）

第10条 都は、前章に定める就労の支援に係る施策のほか、事業者による自律的な経済活動の下、就労困難者と認められる者の就労と自立を進めるため、事業からの収入を主たる財源として運営しながら、就労困難者と認められる者を相当数雇用し、その職場において、就労困難者と認められる者が他の従業員と共に働いている社会的企業（以下「ソーシャルファーム」という。）の創設及び活動の促進を通じて、就労の支援を効果的に実施するものとする。

（認証等）

第11条 都は、ソーシャルファームの創設及び活動を支援するため、支援対象となるソーシャルファームを認証するものとする。

2 都は、ソーシャルファームの創設及び活動の支援に当たり、支援策等を取りまとめた指針等を策定するものとする。

3 支援対象となるソーシャルファームを認証する基準は、前項の指針等において定めるものとする。

○関係法令

- ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」
第3条（国及び独立行政法人等の責務）、第4条（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）ほか
- ・「地方自治法」
第234条第2項（契約の締結）
- ・「地方自治法施行令」
第167条の2第1項第3号（随意契約）

27 ハラスメント防止対策の総合的な推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都 所 管 局 産業労働局)

事業主が適切にハラスメント防止対策を実施できるように、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の防止に関する法令の周知啓発や相談等の支援を行うなど、ハラスメント防止対策の総合的な推進を図ること。

特に、中小企業においては、令和4年4月1日からパワーハラスメント防止措置が義務化されたことから、企業において法に基づく適切な措置が図られるよう、中小企業向けの支援を強化すること。

<現状・課題>

労働施策総合推進法が改正され、職場におけるハラスメント対策が明記されるとともに、パワーハラスメント対策の法制化が図られた。これにより、事業主にパワーハラスメント防止のため、相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることが義務付けられ、令和2年6月から施行（中小企業への適用は令和4年4月）されている。

また、セクシュアルハラスメント等防止対策に関しては、事業主及び労働者の責務が明確化されるなど男女雇用機会均等法等の改正が行われ、事業所の規模を問わず令和2年6月から施行されている。

さらに、令和2年1月には、国において、職場におけるハラスメント関係指針が策定され、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等に関して、事業主が講ずべき措置等の指針が示された。

<具体的要求内容>

事業主が適切にハラスメント防止対策を実施できるように、職場のパワーハラスメント・セクシュアルハラスメント等の防止に関して、事業主及び労働者に対してきめ細かく法令の周知啓発や相談等の支援を行うなど、ハラスメント防止対策を総合的に推進すること。

特に、中小企業においては、令和4年4月1日よりパワーハラスメント防止措置が義務化されたことから、企業において法に基づく適切な措置が図られるよう、中小企業向けの支援を強化すること。

28 感染症やウクライナ情勢等の影響を受ける中 小企業者への資金繰り支援【最重点】

(提案要求先 金融庁・経済産業省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

中小企業者の資金繰りに対する支援について、感染症収束までの間にとどまらず、経済が回復基調に至るまでの間、取組を継続するとともに、その更なる充実を図ること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染症は、企業の様々な経済活動に影響を及ぼしている。

現在、影響が長期化する中、令和2年度に多くの中小企業者が利用した実質無利子融資の借入れの据置期間終了などにより、厳しい資金繰りの中で返済に苦慮する事業者も見受けられる。さらに、ウクライナ情勢の変化や円安などの社会経済情勢の変化によって、現在、中小企業が直面する資金繰り悪化要因は複合化・複雑化してきている。

中小企業者が引き続き厳しい経営環境下にある中、都は地域の金融機関に対し、返済猶予や借換え等の柔軟な対応を要請しているが、監督官庁である国からも各金融機関に対して適切に対応するよう指導していく必要がある。

また、政府系金融機関による実質無利子融資は、資金繰りに苦しむ中小企業にとって重要な融資制度となっていることから、今後も利用促進を図る必要がある。

さらに、金融機関が事業者の経営を伴走支援する統一保証制度は、コロナ禍で中小企業の経営を後押しする上で効果的であり、利用促進を図る必要がある。

加えて、国は令和2年に、セーフティネット保証4号の全都道府県への指定、同5号の全業種指定、危機関連保証の延長など、信用保証制度の充実強化を図ったが、同4号の全都道府県指定は時限措置であり、また、危機関連保証は令和3年12月末で終了している。また、セーフティネット5号における全業種指定は令和3年8月に解除され、現在は指定外業種が存在するため、今後の支援継続はもとより、日本経済が回復基調に至るまでの間、更なる支援強化の必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 新型コロナ対応融資を利用した多くの事業者において返済が始まっている中、ウクライナ情勢や円安等により更なる経営環境の悪化が見込まれることを踏まえ、国から金融機関に対し、事業者からの返済猶予や借換えなどの要請に柔軟に対応するよう、指導を行うこと。
- (2) 政府系金融機関の実質無利子融資について、現在令和4年9月末までとなっている申請期限の再延長を行うとともに、中小企業の利用促進のため貸付条件を緩和し、中小企業が直面する課題に対応させるなど充実を図ること。

- (3) セーフティネット保証の運用に当たっては、金融機関から中小企業への資金供給に支障が生じないように、感染症以外の資金繰り悪化要因も含めた指定や指定期間の延長等に適切に対応すること。

29 P I O－N E Tのモバイル化・クラウド化

(提案要求先 消費者庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

消費生活相談の利便性の向上や相談員の多様な働き方の実現に向けて、P I O－N E Tのモバイル化・クラウド化を早期に実現すること。

<現状・課題>

P I O－N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）は、国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から各消費生活センターに寄せられる消費生活相談情報の収集を行う国のシステムであり、国が一元管理している。

消費者庁及び国民生活センターにおいても、要望に掲げた課題について、検討を進めていることから、今後とも都と国が実務的な協議を継続予定である。

<具体的要求内容>

消費生活相談員のテレワークを含めた多様な働き方の実現のためP I O－N E Tのモバイル化及びクラウド化を図ること。

あわせて、定型、簡易な相談については、消費者がA Iにより問題解決できるよう、チャットボットの開発、運用を早期に実現すること。

なお、相談業務のD X化の推進に当たっては、地方自治体と十分な協議を行った上で、相談現場の実態を踏まえた制度を構築するとともに、必要な財源を継続的・安定的に措置すること。

30 家庭における高速インターネット回線の整備

(提案要求先 総務省)

(都所管局 デジタルサービス局・教育庁)

デジタルトランスフォーメーション推進に向けては、各家庭における通信環境が重要であることから、社会インフラとして家庭における高速インターネット回線の整備を行うこと。

<現状・課題>

新型コロナウイルスとの戦いの中で、国民の暮らしには大きな変化が生じ、教育の分野におけるオンライン授業への対応など、生活の様々な場面でデジタルツールの活用が進展している。一方で、家計支出に占める通信費が増加しており、低所得世帯等に対する一層きめ細やかな支援措置が必要な状況にある。

また、今回のコロナ禍における対応を見ても、世界と比較して我が国の行政や企業、家庭におけるデジタルシフトは遅れており、それが社会の構造的な課題となっていることが浮き彫りとなっている。

今後、社会全体のデジタルトランスフォーメーションを進めていく上では、社会インフラのラストワンマイルともいうべき各家庭の通信環境の格差を是正し、行政手続のオンライン化など、あらゆる家庭に対してクオリティの高い行政サービスを届けることが必要である。

<具体的要求内容>

社会インフラとして全ての家庭における通信環境を整備するため、被保護世帯及び低所得世帯等に対して必要な措置を講じること。

参 考

○ 根拠等

- ・家計支出に占める通信費の増加に関すること
総務省「令和3年 情報通信白書」（令和3年7月）
- ・世界と比較したときの我が国のデジタルシフトの遅れ

都市全体のデジタル化		デジタル/オープンガバメント	モビリティ	キャッシュレス
SMART CITY GOVERNMENT RANKINGS 2018/2019 Eden Strategy Institute, ONG&ONG		E-Government Development Index 2018 国連	Urban Mobility Index 3.0 Arthur D. Little	キャッシュレス決済比率 経済産業省「キャッシュレスビジョン」 ※同調査では11ヶ国のみ比較（2015年）
1位	ロンドン	デンマーク	シンガポール	韓国 89.1%
2位	シンガポール	オーストラリア	ストックホルム	中国 60.0% (Alipay、WeChatPayのみ含む参考値)
3位	ソウル	韓国	アムステルダム	カナダ 55.4%
4位	ニューヨーク	イギリス	コペンハーゲン	イギリス 54.9%
5位	ヘルシンキ	スウェーデン	香港	オーストラリア 51.0%
6位	モントリオール	フィンランド	ウィーン	スウェーデン 48.6%
7位	ボストン	シンガポール	ロンドン	アメリカ 45.0%
8位	メルボルン	ニュージーランド	パリ	フランス 39.1%
9位	バルセロナ	フランス	チューリッヒ	インド 38.4%
10位	上海	日本	ヘルシンキ	日本 18.4%
11位	サンフランシスコ	アメリカ	東京	ドイツ 14.9%
：	東京（28位）	：	：	：

出典：各種レポートより作成

3 1 豚熱及びアフリカ豚熱対策の強化

(提案要求先 農林水産省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 野生イノシシの豚熱対策を確実に実施するため、東京都が行う事業に必要な財源と経口ワクチンを確保すること。
- (2) 近隣国で発生しているアフリカ豚熱の国内侵入防止策を確実に実施するとともに、国内でのまん延防止対策に万全を期すこと。

<現状・課題>

平成30年9月に岐阜県で発生した豚熱は、全国飼養頭数の約4分の1を占める関東地域にまで拡大し、養豚農家の経営に多大な影響を与えている。

こうした中、国は、豚熱発生県及びその隣接県（39都府県）をワクチン接種推奨地域に指定し、飼養豚への予防的ワクチン接種を進めるとともに、野生イノシシによる感染拡大を防ぐため、野生イノシシへの経口ワクチン散布を推進してきた。

東京都では、こうした国の対策を踏まえて、令和元年12月末から養豚農家等への予防的ワクチンの接種を行うとともに、東京都野生イノシシCSF対策協議会を設立し、令和2年3月中旬から本協議会が実施主体として経口ワクチンの散布を実施し、感染防止に努めてきた。

令和3年4月1日から、改正家畜伝染病予防法が施行され、野生イノシシへの経口ワクチン散布は、都道府県事務として位置づけられたにもかかわらず、必要な規定や経口ワクチンの流通体制が未整備で、国庫負担金を財源とした都道府県事務としての散布が行えない状況である。野生イノシシの豚熱対策を確実に実行するため、野生イノシシにおける豚熱の浸潤状況調査、経口ワクチン散布等に係る経費について、国は必要な財源と経口ワクチンを確保し、各都道府県に配布することが必要である。

加えて有効なワクチンがないアフリカ豚熱については、韓国の野生イノシシで継続して発生し、飼養豚での発生も確認されている。アジア全体でも発生が継続しており、我が国への侵入リスクが高まっている。国は動物検疫の強化や畜産物の輸入に係るPRを行っているが、違法な畜産物の輸入はいまだ後を絶たない。

また、国内に本病が侵入した場合に備え、国は法改正により予防的殺処分の規程を定めた他、令和2年度よりワクチン開発に着手するなど、まん延防止の対策にも努めているところである。野生イノシシの対応についても、豚熱が国内に侵入、拡大した経験則から特定家畜伝染病防疫指針に示されているものの、具体的な方法については検討が始まったばかりである。

本病は一度、国内へ侵入を許せば、非常に深刻な被害が生じると考えられ、より効果的かつ具体的な対策を講じる必要がある。

今後、都内の養豚農家が安心して経営を継続していくためには、更なる対策が必要であることから、以下の要求を行う。

< 具体的要求内容 >

- (1) -① 野生イノシシの豚熱対策を確実に実施するため、家畜伝染病予防法に基づき、野生イノシシの豚熱経口ワクチン散布を同法第 60 条第 1 項第 8 号に定める農林水産大臣が特に必要と認める投薬として指定すること。
- (1) -② 本事業に係る経費を各都道府県に対し国庫負担金として交付できるよう早急に必要な規定を整備するとともに、野生イノシシの豚熱浸潤状況調査及び経口ワクチン散布等に係る必要な財源を国が確保すること。
- (1) -③ 経口ワクチンを承認済みの動物用医薬品として国内流通できる体制を構築し、都道府県が円滑に経口ワクチンを確保できる体制を整えること。
- (2) -① 近隣国で発生しているアフリカ豚熱の国内侵入を防止するため、空港など水際での防疫体制を一層強化するとともに、可能な限り早期に飼養豚及び野生イノシシに対するワクチンを開発すること。
- (2) -② 野生イノシシにアフリカ豚熱が確認された場合の対策について、特定家畜伝染病防疫指針に規定する都道府県による積極的な死体探索方法とあわせ、死体の回収・処理方法について、国内の山岳地形等を踏まえた上で、実現性のある手法を早急に開発すること。また、本手法に基づく対応を行った都道府県に対し、十分な予算措置を行うこと。

3 2 漁業収入安定対策事業の拡充

(提案要求先 農林水産省)
(都所管局 産業労働局)

漁業収入安定対策事業の強度資源管理タイプ対象魚種拡大を図ること。

<現状・課題>

キンメダイは、房総半島から南西諸島に至る太平洋岸に分布し、関東沿岸から伊豆諸島周辺が最大の漁場であり、東京都のほか、千葉、神奈川、静岡の各県の漁業者が漁獲している。

東京都では、全体の漁獲金額のうちキンメダイが45%を占めており、漁業経営上最も重要な魚種の一つである。東京の漁業者は、資源を持続的に利用するために夜間操業の禁止や禁漁期、禁漁区の設定、漁具の制限を行うなどキンメダイの資源管理に努めてきた。

一方、令和3年度の国の資源評価によれば、キンメダイの資源量は2.5万トンと推定されている。また、一都三県の漁獲量や親魚量の推移から資源水準は低位、資源動向は減少と判断されている。

このため、国はキンメダイの資源回復のため、現状の漁獲量の削減策を提案している。

国の提案に対応するためには、これまで以上の厳しい管理措置に取り組む必要があり、漁業経営への影響が大きいため、国による支援が必要である。

このため、以下の要望を行う。

<具体的要求内容>

漁業者がキンメダイなど、地域において重要な魚種の資源管理に取り組み、漁獲金額が減少した場合にも、強度資源管理の対象となるよう資源管理指針・計画作成要領を改正するとともに、クロマグロ漁業と同様に漁業共済の払い戻し判定金額の下げ止め措置を講じること。

3 3 公共職業訓練施設の入校申請に必要なハローワークにおける手続の電子化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

公共職業訓練施設の入校申請に必要なハローワークにおける手続の電子化等を進めること。

<現状・課題>

公共職業訓練の受講希望者のうち、雇用保険受給者等はハローワーク経由での申込みが必要である。

ハローワークでは、受講希望者から申込みを受ける場合、相談対応や手続の説明、入校願書の受付などを対面で実施することとしている。

都では現在、公共職業訓練のオンライン化を進めているが、こうした取組をより効果的に進めるためには、入校申請手続においてもオンライン化が必要である。

<具体的要求内容>

公共職業訓練施設への入校に当たり、受講希望者がハローワークにおける手続の電子申請やオンラインを活用した相談等ができるよう運用を見直すこと。